

地域と学校の協働の動向と実践的課題

— 学校運営協議会の設置による協働に注目して —

吉田成章・滝沢 潤・松田弥花・安藤和久・川本吉太郎・藤原由佳
阿蘇真早子・武島千明・澤田百花・俵龍太郎・藤井冨佳
(2022年10月7日受理)

Trends and Practical Issues in Collaboration between Communities and Schools
— Focusing on School Management Councils and Community Schools —

Nariakira Yoshida, Jun Takizawa, Yaka Matsuda, Kazuhisa Ando, Yoshitaro Kawamoto
Yuka Fujiwara, Masako Aso, Chiaki Takeshima, Momoka Sawada
Ryutaro Tawara and Saeka Fujii

Abstract: This paper aimed to summarize trends in educational policies, pedagogical research, and educational practices concerning communities and schools, and to clarify the practical matters of school-based community development, especially practical development and issues concerning collaboration between communities and schools, with a focus on school management councils and community schools. To this end, we examined trends in educational policies in terms of collaboration between communities and schools. Next, we explored trends in pedagogical research and educational practices from three perspectives (educational methods, educational administration, and social education), and their regional development and issues. Then, from the perspective of collaboration between different types of schools and between schools and local communities, we investigated discuss two local practices (Waki-Cho in Yamaguchi Prefecture and Niseko-Cho in Hokkaido) that promote advanced practices through the establishment of school management councils. Finally, based on the field research, we examined the significance of these practices and future topics.

Key words: Collaboration between communities and schools, school management councils, self-governance, curriculum-reform

キーワード：地域と学校の協働，学校運営協議会，自治，カリキュラム改革

1. 問題設定

地域と学校の協働は、公教育としての「学校」制度の普及とその課題の超克（例えば、新教育運動や地域学校教育計画など）の歴史的展開と、世界的な「公教育」の担う役割の相対化と先鋭化（例えば、インクルーシブ社会の創成や教育と福祉との結合など）によって、常に古典的かつ原理的な課題であり、挑戦的命題であり続けてきた。

しかしながら、今日の「地域とともにある学校」や

学校運営協議会設置によるコミュニティー・スクールの拡大に対しては、地域と学校の「協働」が地域と学校の教育力の向上へと至ると短絡することには一定の留保が必要である。というのも、「地域と学校の協働」というテーマ群はこれまでもたびたび教育学研究・実践上の重要テーマ・課題として取り上げられてきたにもかかわらず、その協働実践の射程の広さ（行政・学校・社会教育施設・専門者養成）とグローバルな視点での取組の展開の広さ（国際的に展開される教育と福祉の結合・国内で展開される高校教育改革・教

育関連施設の連携による地域と学校の協働)とを視野に入れた教育学分野横断による研究の組上りによってこなかったからである。そこで本稿では、教育学分野を横断させ、学校教育を主として取り扱ってきた教育方法学、教育行政を主として対象としてきた教育行政学、そして社会教育を対象としてきた社会教育学という三つの教育学分野を横断し、学校運営協議会の設置によって学校・地域・社会とにどのような協働が求められる、その展開にあたってどのような課題がつけられているのかを明らかにし、この課題に対して教育学がどのような応答をしようのかを問いただす。

したがって本研究の目的は、地域と学校を巡る教育政策と教育学研究および教育実践の動向を整理した上で、学校を軸とした地域づくりの実践的展開、とりわけ学校運営協議会を軸とした学校と地域の協働に係る実践的展開とその課題を明らかにすることである。そのためにまず、地域と学校の協働を巡る教育政策の動向を整理する。その上で、教育学研究と教育実践の動向を三つの視点(教育方法、教育行政、社会教育)から整理し、その地域的展開と課題について論究する。その上で、異校種間連携と学校と地域との連携という視点から、学校運営協議会を設置することで先進的な実践の取組を推進している二つの地域の実践(山口県和木町、北海道ニセコ町)を取り上げ、フィールド調査をもとにその実践の意義と今後の課題を提起する。

2. 地域と学校の協働を巡る教育政策の近年の動向

周知の通り、地域と学校の協働を巡る教育政策の画期となったのは、2004年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律(以下、地教行法)の改正(第47条の5)によって法制化された学校運営協議会(通称、コミュニティ・スクール、以下、CS)である。本制度は、これに先立つ学校評議員制度の成果・課題も踏まえ、学校の裁量権拡大と保護者・地域住民の参画をより一層推進することを企図したものであった。さらに、2006年の教育基本法改正では、第13条「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」が新設され、地域と学校の連携・協働に関する教育政策が大きく展開してきた。2017年の学習指導要領では、「社会に開かれた教育課程」が基本的な理念として打ち出され、地域の人的・物的資源の活用や社会教育との連携を通して、学校教育を学校内に閉じず、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現させることが求められている(中央教育審議会 2016、参照)。この「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた具体的な取り組みとし

て位置づけられるのが、CSと地域学校協働活動である。

CSは、2017年の地教行法の改正により、学校運営協議会の設置がそれまでの任意設置から努力義務に変更された。また設置形態については「二以上の学校について一の学校運営協議会を置くことができる」ことが加えられ、合同設置が可能になった。なお、2022年度の文科省の調査(文部科学省 2022、2頁)によると地教行法に基づく学校運営協議会を設置している公立学校は全国で15,221校(導入率42.9%)となっており、そのうち合同設置している学校は3,529校(1,506協議会)となっている。

地域学校協働活動は、学校と地域がパートナーとして連携・協働しながら実施される様々な活動のことを言い、学校と地域が相互補完的に「連携・協働」し双方向的に取り組まれることが目指されている。これは前身となる学校支援地域本部事業において、その在り方が地域から学校への一方的な「支援」にとどまっていたことに対応するものである。2017年には社会教育法が改正され、各教育委員会は地域学校協働活動の実施にあたり体制整備や活動の普及啓発等の必要な措置を講ずるよう規定された。とくに体制整備については、コーディネーターの役割を担う地域学校協働活動推進員が同法第9条の7に規定され、活動の円滑かつ効果的な実施が図られることとなった。地域学校協働活動の現状について、活動主体となる地域学校協働本部がカバーしている公立学校数は全国で20,568校(57.9%)(文部科学省 2022、3頁)となっている。以上の二つの取組の一体的な推進によって「社会に開かれた教育課程」の実現が目指されており、これらを軸としながら各自治体・学校レベルで地域と学校の協働が今後も進められていくと考えられる。

3. 地域と学校の協働を巡る近年の研究・実践動向

本節では、「地域と学校の協働」を巡る実践・研究動向を、主に教育方法、教育行政、社会教育の観点から整理する。

教育方法領域における「地域と学校の協働」を巡る実践動向として、「高校魅力化プロジェクト」の立ち上げ事例が挙げられる。近年注目を集める「高校魅力化プロジェクト」は、島根県隠岐島前高校の取り組みに端を発し、広島県立大崎海星高校、島根県立津和野高校、新潟県立阿賀黎明高校など全国的な展開をみせている。

「高校魅力化プロジェクト」の発祥の地といわれる

鳥根県立隠岐島前高校において、プロジェクトが始まるきっかけから、鳥一体となりビジョンを共有していく経緯をまとめた山内・岩本・田中（2015）は、過疎地域における学校の抱える特有の課題は、「高校の存続は、地域の存続に直結する」（6頁）ことであると提示した。また、隠岐島前高校をモデルに高校魅力化プロジェクトを推進している広島県立大崎海星高校でも、地域に高校がないことが、人が島に定住せず地域を離れる要因となっているという現状が指摘されている（大崎海星高校魅力化プロジェクト2020、13-14頁参照）。これらの2つの高校の事例は、地域における高校の存続が、今後の地域存続を考える上での「最先端」な視点であり、地域活性化の「最善線」となる重要な位置づけであることを示唆している（樋田ら2018、21-22頁参照）。高校を核とした「地域と学校の協働」を巡る事例としての「高校魅力化プロジェクト」は、高校を地域に開くことを核としながら、学校・地域・行政が一体となって地域やその地域で生活する「人」の魅力を発見し、地域で子どもを育てるという教育実践の古くて新しい問題を改めて問い直す視座をもつ事例である。さらにこうした「高校魅力化プロジェクト」および「新時代に対応した高等学校改革推進事業」にあらわれる高校カリキュラム改革の動向は、高等学校の学科再編とも結びつくとともに、教科と領域（総合的な探究の時間、特別活動）との結合を意識した地域と学校との協働を学校カリキュラムにいかに関係させていくかという課題をつきつけている（吉田・滝沢・安藤・藤原ほか2022、参照）。

教育行政領域における「地域と学校の協働」を巡る近年の政策動向を考察した研究として、猿田（2017）がある。ここでは近年の教育政策について「『地域との連携・協力』から『社会との連携・協働』へとキー・コンセプトの変容が見られる」（13頁）としたうえで、変化する「主体（『地域』から『社会』へ）」と「関係性（『連携・協力』から『連携・協働』へ）」に着目し、「CS時代の『学校と地域社会との連携』は、教育課程にかかわる共通理解に基づく協働を求めるものへと舵が切られた」（16頁）と述べている。また、教育行政・教育制度分野において「地域と学校の協働」を考察する場合、上述のように重要な制度となっているのが学校運営協議会（CS）である。本制度については、すでに多くの研究の蓄積があり、小林（2019）は、CSの法制化された2004年以降の研究動向を整理している。これによるとCS制度に着目した近年の研究は制度運用・制度評価から実践報告・実践的研究へと変化しつつあり、このような研究動向は「制度の普及に伴い、各地の事情に応じた多様な制度運用、実践の在り様が

生じていることと関係している」（207頁）と推察している。こうした「多様な制度運用」を実現させている背景として、2017年の地教行法の改正によってCSの機能が拡大及び弾力化されたことが挙げられよう。佐藤（2020）は、この法改正によるCSの設置努力義務化と教職員の任用に関する意見申出権限（任用意見規程）の緩和が教育委員会に与えた影響について、2017年以降に新たにCSを導入した教委及び未導入の教委への量的調査をもとに明らかにしている。調査の結果、法改正後は「任用意見規程に校長への事前意見聴取を条件付ける設置規則が増加」しており、このような弾力化が導入への「不安感」を軽減させ、設置の努力義務化と相まって制度の導入が促されていると結論付けている（479頁）。以上のような先行研究が十分対象としていない2017年の地教行法改正として、前述のCSの合同設置がある。この合同設置により、CSの設置形態の多様化がさらに促進されつつある。

社会教育領域における「地域と学校の協働」をめぐる近年の研究動向として、以下が挙げられる。まず柴田（2019）は、CS設置過程にあった東京都多摩地域を事例に、社会教育活動を行う住民の子どもも支援や学校支援に対する捉え方を明らかにしたうえで、「学校を核とした地域づくり」の課題を提示した。すなわち、「子どもと大人の学びあう地域づくりを目指すためには、地域学校協働活動推進員の配置だけに頼るのではなく、多様な住民による議論の場をつくり、それをサポートする学習支援者」の重要性を指摘した。より具体的には、公的社会教育の役割として「住民が『地域づくりの実践のための知』を収斂する機会をつくり、地域づくりへの当事者意識を深化させるプロセスを支える人材」であることが挙げられる（柴田2019、63頁）。他方、熊谷ら（2021）は、地域学校協働本部の導入以降、「大人／地域から子ども／学校への支援」の視点が注目されてきた中で、子どもへの取り組みを通じて大人（保護者、教職員、地域住民）も学び合い、大人自身や地域社会の変容につながり、さらにそれが子どもの成長につながるという循環が生まれることに着目した。熊谷はこの点を、E.エリクソンの「世代性（generativity）」を援用し説明している（熊谷2021、115-120頁）。さらに牧野（2022）は、地域と学校の協働を深める共同研究事業を通じ、地域住民や子どもたちが交流を通して当事者性を深め、互いに学び合うという知見を見出した。牧野はこのような「他者のことを我が身にひきつけて受け止めつつ、その他者から改めて自分を振り返り、状況を判断して、自分にできることを人のために行うこと、それが自分自身をも人々との関係のなかでつくり続けることにつながる実践」

のことを「自治」と表す(牧野 2022, 216頁)。加えて大野(2022)は、島根県の事例から、画一性のある学校との対比として地域を捉え、子どもや大人が「ちがいがい」を認め合うことの意義を見出している(大野 2022, 34-36頁)。

以上のように社会教育領域においては、「地域と学校の協働」に関して、子ども・学校に対する大人・地域による支援のあり方や、協働による相互学習、協働活動を通じた当事者性の促進や自治に関する言及がみられる。本稿では、特に住民の「自治」に着目する。地域の活力は学校のみで発揮されるわけではなく、地域住民自身がどのような地域を構想し、どのように実行するかも問われる。その際、社会教育で志向される『「くらしを拓く学びづくり」であり、自治体を豊かに育てる力』(島田・辻 2008, 5頁)、すなわち「自治」が重要だと考えられるからである。

以上のように「地域と学校の協働」は、近年、学校運営協議会や地域学校協働活動の法整備とともに、それぞれの地域の実情に応じながら柔軟に展開され、それに関する研究の展開が見られる。

4. 学校運営協議会を軸とした地域と学校の協働の取組の検討

(1) 園小中協働と教師教育実践との連携

—山口県和木町の取組—

1) 和木町の概要と園小中一貫教育カリキュラム

山口県和木町は、県の最東端に位置し、山口県岩国市、広島県大竹市と隣接している。人口は約6,000人(内0-14歳は約1,000人)であり、わずかに減少傾向にある。また、和木町は山・川・海に囲まれた豊かな自然と重化学工業を中心とする産業基盤を有する自治体である。

和木町では、町全体を1つの学び舎と捉え、幼児期から老年期までの生涯学習の充実を図る「町ぐるみ『和木学園』構想」が推進されてきた。本構想は「ふるさと和木に誇りと愛着を持ち、和木の将来を担う人づくり」を目標に掲げており、とりわけ和木こども園、和木小学校、和木中学校で園小中一貫教育を推進している点が特徴的である。園小中で一貫して、英語教育の充実、キャリア教育の充実、ICT活用、教職員の協働という4つの項目に重点的に取り組むことをとおして、「和木っ子」の連続した学びが目指されている。たとえば、教職員の協働の取り組みには、園小中合同の研修会や園小中の教職員と子どもが集い、互いの実践や歌を発表する「和木町教師の日」などがある。

園小中の連携の様相は、「学校・地域連携カリキュ

ラム」(和木町教育委員会 2022)¹⁾にみることができる。本カリキュラムは、0歳から中学3年生までの各学年において行われる他校種と連携した取り組み、地域と連携した取り組みが1枚の表にまとめられたものである。表の上部に「めざす子ども像」として「自ら意欲的に学びに向かう子ども・思いやりのある子ども・進んで実践する子ども」が掲げられ、「キャリア教育の資質・能力」、「教科・領域等のつながり」、「CS三部会の取組」という3つの領域の内容が発達段階に即して配列されている。他校種と連携した取り組みは、園児と小学2年生とのおもちゃまつり、中学3年生による保育実習、小学6年生による中学校部活体験などが挙げられる。また、「CS三部会の取組」の領域には、「わきっこスタンダード」を用いた授業規律や、挨拶運動、和木中オリジナルストレッチの実施など、園小中で共通して取り組むものが位置付けられている。このように、和木町の園小中一貫教育は、共通した教育目標(「めざす子ども像」)に向かって、異校種・地域との連携を基盤としてその質的向上が図られている。

この「学校・地域連携カリキュラム」には、地域の教育資源や行事、週末の子ども向け講座といった和木町ならではの項目も位置付けられている。たとえば、放課後子ども教室(「わきあいキッズ」)での自然体験活動や、町内の石油化学コンビナート関連企業との協働によって行われる「コンビ学習」、町で開催される「わき愛あいフェスティバル」への参加など、園・学校外のさまざまな経験の場が想定され、子どもの生活を広く捉えたカリキュラムとなっている。

2) 和木町学校運営協議会の取組とその特徴

町全体を巻き込んだ「和木学園」構想を背景として地域とともにある学校づくりの基盤となるのが、各園・学校に設置された「和木町学校運営協議会」である²⁾。和木町は、「和木町学校運営協議会規則」(以下、規則)を定め、学校運営協議会設置の目的を「保護者及び地域の住民等がその地域の学校の運営に積極的に参画することにより、地域住民等の意向を学校の運営に的確に反映し一層地域に開かれた信頼される学校づくりを実現する」(同規則第2条)こととしている。同規則第9条、第10条において、委員³⁾(2年の任期)は、学校の教育目標及び学校経営方針に関すること、教育課程の編成に関することを協議し、承認を行うとされている。この点について、周知の通り、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5には、学校運営協議会の権限として3点⁴⁾が示されている。しかし、和木町と同規則では、教職員の任用に関する事項について規定されておらず、和木町学校運営協議会は、法

定権限である教員の人事権を有しない事例である⁵⁾。

また和木町は、各学校運営協議会（CS）どうしの連携を図る取組として「和木町コミュニティ・スクール委員会」（以下、CS委員会）を2015年に設置した。CS委員会は、園長、校長や地域連携担当教職員、地域協育ネットコーディネーター等の30名の委員によって構成され、年3回の会議を3つの部会（学力向上部会、心の教育部会、体力向上部会）に分け、各部会でめざす子ども像について協議し、具体的な取組について検討を行う（和木町コミュニティ・スクール委員会規則第3条）。CS委員会の話し合いの結果は教職員総会にて共有され、学校教育の活動へと具体化されていくこととなる。つまりCS委員会は、めざす子ども像を学校教育と社会教育、学校種間などの隔たりなく共有することで「和木っ子」を育てようとするものであり、まさに「和木学園」構想を推進していく機関であるといえる。

3) 和木町における学校と地域の協働の特質と今後の研究課題

「和木学園」構想におけるCS及びCS委員会の設置は、町民による地域づくりの重要な柱に位置づくものと考えられる。和木町教育委員会への訪問調査では、和木町の生涯学習が充実する要因の一つに、教育施設の立地状況があることがわかった。和木町は中心部にこども園・小学校・中学校が1校ずつ、コミュニティセンターや体育センターなど、生涯学習の拠点となる施設が集中しており、学校間や社会教育活動において連携がしやすい条件にある。このように町の（教育）資源を活かした学校と地域の協働を前提に、生涯学習環境の醸成を図っていることが和木町の特筆すべき点であろう。しかしながら、今後の和木町の地域づくりにおいて重要な課題としては、地域づくりを牽引する人材を発掘・育成することであると考えられる。特に人材の確保については、和木町に高校が設置されていないことから、今後も高校生の参画には多様な働きかけが必要であると考えられる。こうした前提を踏まえつつ、学校教育と社会教育の二つの軸で町民の郷土愛を育むことにより、結果として、高校段階で町外に生活、学習の拠点を移した人々の「Uターン」が期待される。

今後の研究課題としては、CS委員会を基盤とした各CSにおける運営方針の協議及び承認の過程に着目する必要がある。各園・学校の運営方針に関する合意形成に向けた一連の議論の中で、CS委員会がどのような機能を果たしているのかを明らかにすることで、和木町におけるCSの意義と課題をさらに深く考察す

ることができよう。

(2) 学校運営協議会を幼小中高合同設置している地域と学校の協働 —北海道ニセコ町の取組—

1) ニセコ町の概要と特徴

ニセコ町は、道央の西部に位置する北海道虻田郡にある総面積197,130,000㎡、総人口5,074人の町⁶⁾である。また、「ニセコ地域は、国立公園、国定公園に指定されるなど、四季折々の自然景観に恵まれた通年観光リゾート地⁷⁾であり、2019年には約175万人の観光客⁸⁾が訪れている。

ニセコ町の特筆すべき点として、以下の二点が挙げられる。一点目は、「情報共有」と「住民参加」がまちづくりのための重要な原則として捉えられていることである⁹⁾。2001年4月、ニセコ町では「ニセコ町のまちづくりに関する（中略）町民の権利と責任を明らかにし、自治の実現を図ることを目的と」¹⁰⁾して、全国初の自治基本条例である「ニセコ町まちづくり基本条例」が制定された。本条例では、情報共有の原則（第2条）および（町民）参加原則（第5条）が規定されている。ここにニセコ町における「自治」の基本的な姿勢が看取されよう。二点目は、全国的な、とりわけ地方における人口減少傾向の中にあつて、ニセコ町の人口が増加傾向にあることである。2000年度には4,553人であった人口は、2020年度は5,074人へと増加している（20年間で521人増加）。

2) ニセコ町における学校教育の概要

ニセコ町教育委員会が設置管理する学校は、小学校2校（ニセコ小学校、近藤小学校）、中学校1校（ニセコ中学校）、高等学校1校（ニセコ高等学校）であり、全児童生徒数は、小学校285名、中学校115名、高等学校56名の計456名である（2022年4月11日時点）。

またニセコ町では、幼児教育・保育・子育て支援として、ニセコ町幼児センター「きらっと」¹¹⁾を設置している。そして、後述のように、これらの学校、センターが就学前から高校段階までを包括した合同のCSを設置していることが、本稿がニセコ町に注目した大きな理由である¹²⁾。

3) ニセコ町における学校運営協議会設置の経緯

ニセコ町教育委員会は、CS設置に先駆け、2015年度より「ニセコ町学校運営協議会推進委員会」（以下、CS推進委員会）を設置し、コミュニティ・スクール導入等促進事業を実施した。CS推進委員会は、ニセコ町内の学校教職員や教育委員会、2カ年にわたって実施された。具体的には、CSの先進地視察研修や講

師招聘による講習会，それらを踏まえたCSの運用に向けた具体的な制度設計や方針に関する協議・検討(熟議)がなされた。

CS推進委員会の議事録および調査研究のまとめの内容を踏まえると，ニセコ町におけるCS設置の経緯の特筆すべき点として，2015年度にはすでにニセコ町の幼小中高を一体とした合同でのCS設置が想定されていたことである。2015年度第4回目のCS推進委員会では，CSの合同設置に関わる議論がなされている¹³⁾。その一方で，複数学校によるCSの設置を可能とする地教法改正は，2017年4月1日に施行されたものであるため，現状，「協議会は各学校に設置しなければならない。合同設置であっても，現行制度では，全学校で同じ委員を選任することとなる点に留意」¹⁴⁾が必要であることが述べられている。また，第8回CS推進委員会では，まとめとしてCSの「設置方法については合同設置」¹⁵⁾と述べられており，合同設置の方針は一貫していたものであったと言える。

4) ニセコ町学校運営協議会の組織概要

2017年4月に設置されたニセコ町のCSは，現在，幼児センター，ニセコ小学校，近藤小学校，ニセコ中学校，ニセコ高等学校の1センター・4校による合同設置であり，基本的な組織体制は図1の通りである。CSの委員には，児童生徒の保護者や地域住民，CSを合同設置する学校長，教職員など総勢20名が任命された。

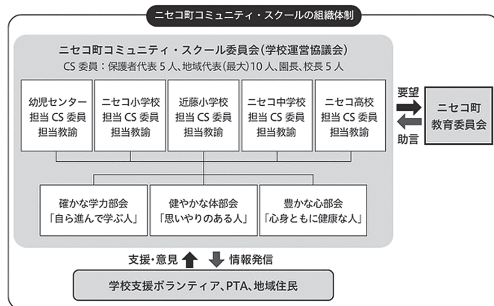


図1. ニセコ町コミュニティ・スクールの組織体制
(出典:『広報ニセコ 2022年2月号』龍文堂,第718号,
2022年2月,2頁。)

ニセコ町のCSは，学校の基本方針の承認，学校運営への意見，職員の採用・任用に関する意見，学校運営の評価，を行うことができる。また，CSでは「子どもを育てていく意識の醸成を図るため，3つの部会を設置し」(ニセコ町コミュニティ・スクール委員会

2022, 2頁)，その活動を展開している。具体的には，①確かな学力部会，②健やかな体部会，③豊かな心部会の3つが設けられている。

5) ニセコ町における学校運営協議会の特徴の考察

ここまで，ニセコ町におけるCSの設置経緯や組織概要について整理した。これらを踏まえると，ニセコ町のCSの特徴として以下の二点が指摘できよう。

一点目は，幼児教育から後期中等教育までを含んだ合同設置によるCSの形態を採用している点である。既述のように，ニセコ町教育委員会は，高等学校を町で設置管理している。このことから幼児センターから高等学校までのCSの合同設置が可能となり，「幼児センター・小学校・中学校・高校をひとつの学園体」(ニセコ町コミュニティ・スクール委員会 2022, 2頁)とする構想が可能となっていると考えられる。

二点目は，ニセコ町学校運営協議会設置規則において，CSの委員として対象学校の校長・教職員を明記していることである。地教法では，対象学校の校長や教職員が学校運営協議会の委員として想定(規定)されておらず，注目すべき規定であると考えられる。すなわち，学校の基本方針を作成し，CSに承認を受ける立場である対象校の校長が，委員として承認をする立場にもなりうる規定であり，本規定がどのように機能しているのかについて実証的な考察が必要であろう。

6) 社会に開かれた教育課程の観点からみたニセコ町の学校運営協議会と地域住民との関係づくり

上述のようなCSを基盤とするニセコ町の教育を，社会，地域に開かれている教育課程の観点から見たとき，更に二つのことを特筆しておきたい。一つは，ニセコ町学習交流センター「あそぶっく」において，ニセコ町内にある各学校の学校便りがファイリングされ配架されていることである。町民に各学校の教育活動の様子を知ることができる機会が保障されている点に，町民全体で子どもを育てようとする意識の一端を見ることができよう。また，高校生と幼児センター「きらっと」との交流において，幼児との触れ合いを通して命の大切さを理解する活動や高等学校までの一貫した英語教育に取り組んでいることも特質として挙げられる。これらの実践は，学校における教育活動が地域に開かれていることを示すものであり，幼児期から高校生までの教育課程を見通すだけでなく，学校と地域が育てたい人間像を共有することによって可能となることであろう。

7) ニセコ町におけるまちづくりとCS

ニセコ町のCSについて、さらに視野を広げまちづくりの視点からは、以下のように理解できるだろう。

移住者でありCS委員の一人でもあるX氏は、地域の子どもたちに「町を出たとしてもニセコは良かったなと思って欲しい」という想いで事業に関わっている。X氏自身が実施したいと思う構想を複数持ち、子どもたちのため地域のために尽力してきた。X氏は、CS設置当初は、事業に対する委員内外の理解が進まないと感じていたが、現在は活動に積極的な住民が増えていると述べた。このような住民の輪が広がる一つのきっかけと思われる事業に、「まちづくり町民講座」が挙げられる。

「まちづくり町民講座」は、前述の2001年に施行された日本最初の自治基本条例とされる「ニセコ町まちづくり基本条例」に位置づく事業の一つである。本条例では、『情報共有』と『住民参加』を車の両輪に同じと考え、一体のものとして、まちづくりのための重要な原則」と考えられている。その具体的な取り組みとして「まちづくり町民講座」や「まちづくり懇談会」が挙げられる¹⁶⁾。「まちづくり町民講座」では、CSを含む、ニセコ町における教育のあり方を検討する機会が設けられ、地域住民が学校のことを定期的に考える場となっている¹⁷⁾。

また、CSが活性化した背景のもう一つに、教育委員会内に設置されているCS事務局の役割も大きいと考えられる。CS事務局のY氏は、委員たちの意見を聞き出すために何度もワークショップ形式の話し合いの機会を設け、委員との信頼関係を築いてきた。またY氏は、社会教育主事の経歴を持ち、その経験が現在も活かされている。例えば上述のワークショップも、社会教育主事が得意とする住民のニーズ把握の手法と重なる。他にも、他の地域団体とのネットワーク形成や、子どもを対象としたワークショップなど、Y氏が社会教育主事時代に培った能力が活かされていると考えられる。Y氏もまた、「子どもたちがニセコを誇りに思えるように学校と地域で一緒につくっていきたい」という思いでCSに携わっているという。

このように、移住者であるX氏が地域に魅せられ地域に根差していく過程や、X氏のような活力ある住民に感化されCSに関わる住民の輪が広がる過程は、住民による「自治」のプロセスであると言えるのではないだろうか。X氏によれば、「熟議」によって町が目指す子ども像が作りあげられたように、民主的なプロセスがあったからこそ、CS委員の共通認識が図られたと考えられる。さらに、その過程においてCS委員を含む関係者たちが地域に対する考えや想いを深

化させていったと考えられる。さらに、このような住民自治の下支えとして、条例や力量のある行政職員が位置づいており、主体的な市民が育つ地域が醸成されていると考えられる。

以上は、今回の調査で得られた知見から導かれた仮説である。今後は、CSとまちづくり条例との関連をはじめ、CS委員や地域住民にどのような学びがあったのか、その学びに対し行政職員はどのような働きかけを行ってきたのかなどの観点から検討し、CSと住民自治の関係について考察を深める必要がある。

5. 地域と学校の協働の多様な展開と今後の課題

本稿では、CSの注目すべき設置形態を有する二つの自治体の取り組みに着目し、地域と学校の協働について、それら地域の文脈（歴史、地理的条件、人口動態、産業構造等）に即して考察を行った。先に述べたように、現在、地域と学校の協働をめぐる、とりわけCSの設置形態、組織構造、機能に注目した場合、その様相は非常に多様化しており、全国的な動向を把握することと同時に、地域の文脈に即して多様に展開する事例を具に検討することが必要となっている。本稿で取り上げた事例は、そうした多様な展開の一端を理解する重要なものとなっている。

まず、CSの設置形態（CSの制度設計）について言えば、和木町では、生涯学習の促進・発展を意図して「和木学園」構想があり、その構想のもとで設置された各CSをまとめ上げる組織として「和木町コミュニティ・スクール委員会」がある。また、ニセコ町では、高校が町立であることを生かして、幼小中高の一貫教育を充実発展させ、地域住民の参画を促進するためにCSが合同設置されている。こうした二つの事例から求められる研究（実践）課題としては、①異なる設置者（都道府県、市区町村）がCSを共同して設置（合同設置）する際の制度設計のあり方、②CSの合同設置（ニセコ町）にしる、複数のCSが設置されている場合（和木町）にしる、CSをいかにまとめあげるか、換言すれば、（学校及び社会）教育のあり方をいかに地域で構想していくのか、が考えられる。こうした観点から考察を深め、（実践的に）研究を進展させることで、地域の実情に合わせたCSの制度設計の可能性が見えてくるだろう。

また、ニセコ町の学習交流センター・あそぶっくは、読み聞かせサークルを母体としたNPO法人あそぶっくの会によって運営されており、町内の学校の広報を開架し、読み聞かせなどを通して学校と連携すると同

時に、保健福祉課ともタイアップしながら福祉との連携にも力を入れている（ニセコ町企画環境課 2021, 参照）。こうした「あそぶつく」の取組からは、CS との連携を期待されている地域学校協働活動が意図する「学校を核とした地域づくり」というよりも、学校に限定されない地域の教育力でもっていかに自分たちの生き方を創っていくことができるのかという視座が開かれていると言えよう。それゆえ、学校教育と社会教育を横断する形でいかに地域に根ざした教育・人間形成を構想できるかが、「地域と学校の協働」にとって重要な論点となると言えよう。しかしながら、そもそも地域と学校の連携は、CS の制度化に見られる学校参加や地方創生の問題を超えて、かねてより人間形成の問題として議論されてきたことであり、広く教育学研究の成果を踏まえた協働による研究の発展が期待される。その際、2つの事例が示している、地域住民の生涯学習・社会教育と学校教育の連携を図りつつ、子どもと大人の学びによる相乗効果によって、当事者性と地域課題の解決を図ろうとする実践は、今後の実践、研究に重要な示唆を与えるものといえよう。

地域と学校の協働は、子どもと市民への教育可能性を制限・縮減するものではない。むしろ、地域を離れ、他地域へと参入し、さらに他地域からの越境を受け入れる寛容な社会を学校を軸につくりだしていく思想的実践である。北海道ニセコ町では「ニセコにほこりをもち、たくましく生きる人」を目指しているように、また広島県三次市吉舎学区では「吉舎できさの子どもを育てる」ことが目指されるように（Yoshida et. al. 2021, 金原・川本・滝沢・吉田 2022, 吉田・滝沢・安藤・川本ほか 2022, 参照）、地域で生きる、地域と生きることを学校を軸とした教育と福祉の越境の場としていかに描き直しうるのかが、これからの教育学研究にも求められるだろう。

【註】

- 1) なお、本資料は2022年3月7日に和木町教育委員会を訪問し、教育委員会派遣社会教育主事 A 氏、教育委員会事務局 B 氏、和木町立中学校教諭 C 氏にインタビュー調査を行った際に提供していただいたものである。
- 2) CS は、和木中学校には2013年、和木小学校には2014年、子ども園には2020年にそれぞれ設置された。
- 3) 委員となる資格は、(1) 当該指定学校に在籍する児童又は生徒の保護者 (2) 当該指定学校を卒業した者その他の当該指定学校に関係を有する者 (3) 当該指定学校の校長及び園長、その他の教職員 (4)

地域学校協働活動推進員、その他の対象学校の運営に資する活動を行う者 (5) 教育委員会が適当と認める者である。また、当該指定学校の校長以外の委員については、当該指定学校の校長が推薦することができる（規則第4条（委員））。

- 4) それらは、①校長が作成する学校運営の基本方針を承認する、②学校運営に関する意見を教育委員会又は校長に述べることができる、③教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べることができる、である。
- 5) ただし、実際にはこうした学校運営協議会設置規則に教職員の任用に関する規定がない事例は少なくない（佐藤 2018, 45-46頁参照）。
- 6) 面積、人口の統計データは、北海道ニセコ町 HP 「数字で見るニセコ ニセコ町統計資料 2022年5月版」を参照し、一部データを抜粋した。（<https://www.town.niseko.lg.jp/resources/output/contents/file/release/882/10222/2022toukei.pdf>）（最終閲覧日：2022年9月21日）
- 7) 北海道ニセコ町 HP 「ニセコ町の紹介・セールスポイント」（https://www.town.niseko.lg.jp/iju/about_niseko/shokai/）（最終閲覧日：2022年9月21日）
- 8) 北海道ニセコ町 HP 「数字で見るニセコ ニセコ町統計資料 2022年5月版」15頁を参照のこと。
- 9) 北海道ニセコ町 HP 「ニセコ町まちづくり基本条例」（https://www.town.niseko.lg.jp/chosei/keikaku/machizukuri_jorei/machizukuri_jorei/）（最終閲覧日：2022年9月21日）
- 10) ニセコ町まちづくり基本条例第1条。
- 11) 「きらっと」とは、幼稚園、保育所、地域子育て支援の3つの機能を一体化した地域の子育て拠点施設であり、子どもたちの年齢、発達に応じた幼児教育や保育が実施されている。また、家庭、学校、地域の関係機関などと連携を図りながら子どもを育む環境づくりに努めている。
- 12) 2022年9月3日から5日にかけてニセコ町でのフィールド・ワークと教育委員会への訪問調査（5日）を行った。教育委員会では、CS 委員の X 氏、CS 事務局の Y 氏にインタビュー調査を行い、資料提供を受けた。
- 13) 詳しくは、「ニセコ町学校運営協議会推進委員会平成27年度・第4回議事録」を参照されたい。（<https://www.town.niseko.lg.jp/resources/output/contents/file/release/744/5576/CSiinnkai4.pdf>）（最終閲覧日：2022年9月22日）
- 14) 「ニセコ町学校運営協議会推進委員会 平成27年

度・第4回議事録」より引用。

- 15) 「ニセコ町学校運営協議会推進委員会 平成28年度・第8回議事録」より引用。(https://www.town.niseko.lg.jp/resources/output/contents/file/release/744/5597/CSinnkai8.pdf) (最終閲覧日: 2022年9月22日)
- 16) ニセコ町まちづくり基本条例 (https://www.town.niseko.lg.jp/chosei/keikaku/machizukuri_jorei/machizukuri_jorei/) (最終閲覧日: 2022年9月21日)
- 17) ニセコ町「まちづくり町民講座」(https://www.town.niseko.lg.jp/chosei/keikaku/machizukuri_jorei/kyoyu/chomin_koza/) (最終閲覧日: 2022年9月21日)

【付記】

本稿は執筆者による共同討議のもとで、1. を吉田・滝沢が、2. を藤井が、3. を藤原・藤井・松田が、4.(1) を俵・澤田が、4.(2) を川本・松田・武島・阿蘇が、5. を滝沢・安藤・吉田が執筆した。

【文献一覧】

- Nariakira Yoshida, Hirotaka Sugita, Shota Kumai, Atsushi Fukuda (2021): Lesson Study with Multiple Stakeholders: Community-based Lesson Study. In: Jongsung Kim, Nariakira Yoshida, Shotaro Iwata, & Hiromi Kawaguchi (Ed.): *Lesson Study-based Teacher Education: The Potential of the Japanese Approach in Global Settings*, London: Routledge, 183-198.
- 大崎海星高校魅力化プロジェクト編著 (2020) 『教育の島発 高校魅力化 & 島の仕事図鑑: 地域とつくるこれからの高校教育』学事出版。
- 大野公寛 (2022) 「地域から学校を組み換える」牧野篤編著『社会教育新論—「学び」を再定位する—』ミネルヴァ書房, 22-36頁。
- 金原遼・川本吉太郎・滝沢潤・吉田成章 (2022) 「保小中高大連携による地域と学校との協働の取組」広島大学教育ビジョン研究センター 草原和博・吉田成章編著『教育の未来デザイン—「コロナ」からこれからの教育を考える—』溪水社, 131-140頁。
- 熊谷慎之輔・志々田まなみ・佐々木保孝・天野かおり (2021) 『地域学校協働のデザインとマネジメント—コミュニティ・スクールと地域学校協働本部による学びあい・育ちあい—』学文社。

- 小林昇光 (2019) 「学校運営協議会制度関連の研究動向」『教育制度学研究』第26号, 200-209頁。
- 佐藤晴雄 (2018) 『コミュニティ・スクールの全貌—全国調査課から実装と成果を探る—』風間書房。
- 佐藤晴雄 (2020) 「コミュニティ・スクールの権限規程の変容とその制度導入に及ぼす諸要因に関する実証的研究—学校運営協議会設置規則における「任用意見規程」に注目して—」『教育学研究』87巻4号, 468-481頁。
- 猿田真嗣 (2017) 「「社会に聞かれた教育課程」の実現と地域社会との連携」『教育制度学研究』第24号, 2-18頁。
- 柴田彩千子 (2019) 「『学校を核とした地域づくり』と社会教育の関係性における検討」日本社会教育学会編『地域づくりと社会教育的価値の創造』東洋館出版社, 51-65頁。
- 島田修一・辻浩編著 (2008) 『自治体の自立と社会教育—住民と職員の学びが拓くもの—』ミネルヴァ書房。
- 中央教育審議会 (2016) 「幼稚園, 小学校, 中学校, 高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申)」2016年12月21日。
- ニセコ町企画環境課 (2021) 『広報ニセコ』2021年9月号, 第713号 (https://www.town.niseko.lg.jp/resources/output/contents/file/release/3459/38564/niseko21_9_hp.pdf) (最終閲覧日: 2022年9月27日)。
- ニセコ町コミュニティ・スクール委員会 (2022) 「令和3年度(2021年度)ニセコ町コミュニティ・スクール事業報告書」。
- 樋田大二郎・樋田有一郎 (2018) 『人口減少社会と高校魅力化プロジェクト—地域人材育成の社会学』明石書店。
- 牧野篤編著 (2022) 『社会教育新論—「学び」を再定位する—』ミネルヴァ書房。
- 文部科学省 (2022) 「令和4年度コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況について」(https://manabi-mirai.mext.go.jp/upload/2022_chousa.pdf) (最終閲覧日2022年9月22日)。
- 山内道雄・岩本悠・田中輝美 (2015) 『未来を変えた島の学校—隠岐島前発 ふるさと再興への挑戦』岩波書店。
- 山口県教育委員会「山口県の地域連携教育 令和元年度和木町の成果と課題」(https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/uploaded/attachment/77783.pdf) (最終閲覧日: 2022年9月27日)
- 吉田成章・滝沢潤・安藤和久・川本吉太郎・橋本拓夢・藤原由佳・金原遼・武島千明・澤田百花・俵龍太郎・

- 田芯語・藤井冨佳・馬承昭・明月（2022）「高等学校を軸とした地域における保小中高大連携の可能性と課題－吉舎学区「資質・能力」の実践と吉舎学区学校運営協議会構想の検討－」広島県立日彰館高等学校編『研究紀要』第19号，53-60頁。
- 吉田成章・滝沢潤・安藤和久・藤原由佳・澤田百花・依龍太郎・曾玉儒・藤井翔太・明月（2022）「教科における「探究」と総合における「探究」はいかに生きることの「探究」につながるか」広島県立吉田高等学校編『令和3年度広島県立吉田高等学校研究紀要』，86-118頁。
- 和木町「町ぐるみ「和木学園」とは」（<https://www.town.waki.lg.jp/site/wakigakuen/2569.html>）（最終閲覧日：2022年9月27日）
- 和木学園実行委員会『和木学園機関紙』Vol.1-4
- 和木町教育委員会（2021a）「第三次和木町教育振興基本計画」（<https://www.town.waki.lg.jp/uploaded/attachment/3425.pdf>）（最終閲覧日：2022年9月22日）
- 和木町教育委員会（2021b）「令和3年度和木町教育方針」（<https://www.town.waki.lg.jp/uploaded/attachment/3729.pdf>）（最終閲覧日：2022年9月27日）
- 和木町教育委員会（2022）「和木園小中一貫教育 学校・地域連携カリキュラム」令和4年3月。
- 和木町教育委員会事務局（2020）「第2期和木町子ども子育て支援事業計画」（<https://www.town.waki.lg.jp/uploaded/attachment/2786.pdf>）（最終閲覧日：2022年9月27日）